

東弁28人第251号
2016年9月23日

東京拘置所

所長 倉本修一 殿

東京弁護士会

会長 小林元治

人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人I氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り勧告致します。

記

第一 勧告の趣旨

2013（平成25）年3月7日、貴所に在監していた申立人が貴所に発信申請を行った信書について、「肉体的・精神的疾患及び賃金引下等民法第709条により、「不法行為による損害賠償」の請求」、「慰謝料、弁護士費用、賃金引下等によって生じた、一切の損害を加算請求させていただきます。労働審判裁判では、支払利息に加え、付加金（法114条）5割増と」、「法的措置」、「損害賠償請求額につきましては、障害補償の有無により変動する為、未払賃金の支払期日を待ち改めてご連絡させていただきます。」などの文言を抹消した行為は、申立人の信書発信の自由を侵害するものですので、二度とこのような人権侵害に及ぶことのないよう勧告いたします。

第二 勧告の理由

一 認定した事実

申立人は、2013（平成25）年3月7日付で、A株式会社N宛での自らの賃金の支払いを求める「賃金請求通告書」（以下「本件信書」という。）を作成し、貴所に対し発信申請を行った。

同年3月8日貴所職員より「威迫の疑いがある」との説明を受けたが、申立人は本件信書の表現及び内容を変更しなかった。

同年3月12日付けで本件信書は後述のとおり一部を削除の上発信されたが、翌13日に貴所職員より申立人に対し、本件信書の一部が削除された旨が説明された。

申立人が作成した原文及び削除された文言は、以下の通りである（下記網掛け

部分が削除された部分)。

「A株式会社

N 殿

急啓 別紙の通り通告させていただきます。

昨年 平成24年7月12日付の回答が得られませんでした。

その後、複数の弁護士と協議を行い、労働基準法第13条に基づき、正当な権利による請求を行使致します。

既に労働災害申請等全ての事実を伝え、必要があれば労働基準局、警察等による強制介入も検討しております。

退職後の事件は別として、勤務当時の労働問題は明らかです。

文書は複写を控え、又証人もいます。

場合によっては、裁判所、弁護士会の権限で証拠提出命令もできる準備を進めていますので、お伝え致します。

労働者災害補償保険様式第7号を同封致しました。

事業主欄につきまして、必要事項の記入を希望致します。

南改札口の整形外科にカルテが残っているはずです。

別途、「大うつ病性障害」他精神疾患の診断を受け、先に医師に記入を依頼しています。

合わせまして、「障害補償（労働基準法第77条）」の支払いを求めます。様式大7号（療養補償給付たる療養の費用請求書）とは全く別の扱いになります。

身体障害等級及び災害補償票

等級 第12級 5 異常

※ 労働者災害補償保険法

別表第一の二項 三 身体に過度の負担のかかる作業態様

私自身は法82条規定の分割補償でも構いません。

但し、十分な回答が得られない場合、立入調査や強制介入、裁判等で労働基準法違反による罰金に該当の場合、労働派遣業法第6条<許可の欠格事由>について、告発を行い、同法第14条<許可の取消し等>の可能性がります。

同時に、肉体的・精神的疾患及び賃金引下等民法第709条により、「不法行為による損害賠償」の請求も検討しております。

その場合、慰謝料、弁護士費用、賃金引下等によって生じた、一切の損害を加

算請求させていただきます。労働審判裁判では、支払利息に加え、付加金（法114条）5割増と、弁護士から聞いています。退職後からの時効もある為、早急に解決をと考えております。

通告書の内容につきましては、あくまで労働基準法第22条、23条の権利請求としてのご連絡となります。

今後、返信が無い場合、連絡が遅る場合は、現在のまま法的措置を進めて参ります。精神障害の労災認定に関して厚生労働省から、平成23年12月に新しい認定基準が出されています。

カナルス導入前後の職場環境の問題性は客観的にも明らかで、医師の診断でもパワーハラスメント等の指摘されております。

尚、損害賠償請求額につきましては、障害補償の有無により変動する為、未払賃金の支払期日を待ち改めてご連絡させていただきます。既に警視庁、渋谷警察署、渋谷労働基準監督署及び東京都労働局他労働基準法第104条に基づき、労働契約の内容や職場環境に関し相談中です。

手続上、時効の問題もあり随時、必要事項を進めていきますので予め御了承下さい。

平成25年3月17日必着にて、未払賃金の支払をお願い申し上げます。額面や内容に異議がある場合、一時金として、金十万円也の支払を求めます。

有休手当、法定残業代、交通費の請求は就業規則に関わらず、当時の労働契約自体が労働基準に合致せず、未払賃金等に該当するのは明らかと存じます。

以後の調整につきましては、前向きに対応させて頂く所存です。（但し、分割手数料等に関しましては貴社負担にて願います）

和解の連絡、申出が期日までに頂けない場合は、誠に不本意ではありますが法的手続にて督促や差押さえ等及び行政庁による調査等通知をせず進めさせていただきます。

最後になりますが、事情による連絡先の変更や検査・治療の為、入院等の可能性がありますので、期日以降遅滞した場合郵送物が返送される可能性もございます。

又、提示条件での和解及び交渉が速やかに行われなない際は、弁護士や裁判所に委任致しますので合わせてお知らせ致します。

以上

先ずは取り急ぎご通知申し上げます。折り返し、大至急一報賜りたくお願い致します。

不備

平成25年3月6日

I

二 権利侵害性

1 信書を発信する自由について

憲法は第21条1項において「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定する。ここで表現とは、内心の精神的作用を、方法の如何を問わず外部に発言することをいい、信書の発信も、当然に憲法21条1項が保障する表現の自由に含まれ、同条項により保障される。

2 貴所の処分に係る人権の制約について

貴所は、申立人が行った、本件信書の発信申請に対し、本件信書の一部を削除した上で発信している。かかる行為（以下「本件処分」という。）は、申立人の精神的作用を示した文書の一部につき、外部への発信を制限したものであるところ、申立人に憲法21条1項に基づき保障される信書を発信する自由を制限するものである。

3 本件処分の憲法適合性

(1) 未決拘禁者の信書発信の自由

では、貴所の本件処分は憲法に照らし許されるか否かについて検討する。

表現の自由は、各人が生まれながらに保障される自然権であり、各人の人格を発達させ（憲法13条参照）、また、各人の自己統治を達成させるものとして不可欠な人権であり、最大限の保障を受けなければならない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条2項において「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」と規定されていることから、表現の自由が、万国共通の重要な人権であることは明らかであるといえる。

(2) 未決拘禁者の信書発信の自由の制約

しかし、かかる重要な人権であっても、他者の人権や重大な利益との間に矛盾・対立が生じる場合には、必要最小限の範囲で、当該人権の行使を制限されるものといえる（憲法13条参照）。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第136条及び第129条第1項第4号は、未決拘禁者が発信する文書のうち「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。」には「その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。」と規定する。

かかる規定は、法第1条に「この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」と規定されるとおり、刑事収容施設の適正な管理運営及び被収容者の適切な管理を行うことを目的としている。

それでは、未決勾留をされている者に対し、信書を発信する自由の制限はいかなる程度であれば許されるものか。未決勾留されている者という性質に照らせば、逃亡及び罪証隠滅の防止という目的での制限については、その内容によっては制限として許されるものもあるといえ、また、刑事収容施設という施設の性質からすれば、刑事収容施設内の規律及び秩序の維持のために必要とされる場合にも一定の制限が加えられることはやむを得ないものといえる。しかし、右肯首される場合の制限も、未決拘禁者は当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるから、右制限の目的に照らし制限が必要な場合であっても、当然ながら右目的を達成するのに必要最小限度の制限にとどめられるべきものである。

したがって、右制限が許されるのは、当該信書の発信を許すことが、制限の目的に照らし一般・抽象的に害悪のおそれがあるというのみでは足りず、被拘禁者の性向、行状、刑事収容施設の管理、信書の内容その他具体的事情のもとにおいて、当該信書を発信させることにより、逃亡及び罪証隠滅の防止、刑事収容施設の管理運営に支障をきたすおそれが生じる相当の蓋然性があると認められることが必要であるといえる（最高裁判所大法廷昭和58年6月22日、最高裁判所第1小法廷平成18年3月23日に同旨。）。

(3) 本件処分について

そこで、進んで、貴所の本件処分により削除された本件信書の一部の文言が、罪証隠滅等につながり、また、刑事収容施設の管理運営に支障をきたす文言であったかについて検討する。

本件信書で削除された文言のうち、以下の部分は、いずれも一般的な民事事件において貴所に対し債務の履行を促す際に使用する文言の範囲内であり、右文言によって、罪証隠滅等の可能性が生じるものではなく、また、刑事収容施設における管理運営に支障をきたすものではない。

本件信書で削除された文言のうち、少なくとも、以下の部分は、表現の問題はあるが、いずれも一般的な民事事件において相手方に対し債務の履行を促す際に使用する文言の範囲内であり、そもそも、当該文言を、「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがある」と評価することはできない。もちろん、当該文言によって刑事収容施設における管理運営に支障をきたすものではない。

- 「同時に、肉体的・精神的疾患及び賃金引下等民法第709条により、「不法行為による損害賠償」の請求も検討しております。」
- 「その場合、慰謝料、弁護士費用、賃金引下等によって生じた、一切の損害を加算請求させていただきます。労働審判裁判では、支払利息に加え、付加金（法114条）5割増と、弁護士から聞いています。退職後からの時効もある為、早急に解決をと考えております。」
- 「今後、返信が無い場合、連絡が遅る場合は、現在のまま法的措置を進めて参ります。」
- 「尚、損害賠償請求額につきましては、障害補償の有無により変動する為、未払賃金の支払期日を待ち改めてご連絡させていただきます。」

したがって、当該文言について、処遇法129条第1項4項を適用することは誤りであり、同条項を適用して当該文言を抹消した相手方の本件処分は、申立人が有する信書の発信の自由を制限することが許される場合に該当しないので、申立人の信書発信の自由を侵害するものである。

三 結論

したがって、貴所の本件処分は申立人に対する人権侵害行為であるところ、冒頭のとおり、貴所に対し、勧告を行う。

以上